

# 田能村梅士と岡田朝太郎

——唱道者と実践者——

中島三知子

## Baishi Tanomura and Asataro Okada

——advocate and practitioner——

NAKASHIMA, Michiko

### Abstract

The study of the author, Michiko Nakashima, is Chinese legal history. During her study, she has discovered a person named Baishi Tanomura, who studied Chinese legal history in the Meiji era, and his book 'Sekai-Saiko-no-Keihou' or the oldest criminal law in the world. She is currently doing research on his career.

On her current examination, as part of the research, she picks up a person named Asataro Okada, who had close relationships with Tanomura in terms of all of the three aspects of Tanomura, namely, literary person of Kokkei-Bungaku, university staff, and researcher of Chinese legal history. She compares Tanomura with Okada and tries to shed new light on the figure of Tanomura.

On this paper, she focuses on the Yomiuri newspaper, to which Tanomura once belonged, and the bulletin of Meiji University, and then brings out materials on their relationship. Going through the three elements they had in common, namely, Meiji-Horitsu-Gakkou (Meiji University), study of Chinese legal history, and Kokkei-Bungaku, she develops the image of Okada as practitioner, who was a silent worker on his study, and that of Tanomura as advocate, who spoke up and put forward his own belief. And she concludes that Okada was the 'ideal' jurist for Tanomura.

### 抄 録

著者は中国法制史を研究している際に、明治期に中国法制史を研究した『世界最古の刑法』と、その著者である田能村梅士なる人物を発見し、彼について調査している。今回はその調査の一環として、川柳などの滑稽文学や美術に造詣が深く、田能村の持つ「滑稽文学者」、「明治大学職員」、「支那法制史研究者」という三つの顔すべてに関わった岡田朝太郎を取上げ、両者を対比させる事で、田能村の像に新たな光を当てることを試みた。そこで本稿では岡田が渡清するまでの期間における、田能村が在籍していた読売新聞及び明治

大学機関誌を中心として、そこから垣間みえる両者の交流に関する資料の提示をした。

田能村と岡田が共有する分野であるところの、明治法律学校（明治大学）「支那法制史」研究、滑稽文学でのそれぞれの姿勢を検討することにより、淡々とおのが研究を積んでいた実践者岡田に対して、田能村の、自分の信じる道を世に主張する唱道者としての姿が浮かび上がってくる。そして田能村にとって岡田は、「支那法制史研究」でも滑稽文学でも、自らの理想を体現していく、理想の法学者であったと考えられる。

## 目次

### はじめに

#### 1. 両者の略歴

#### 2. 明治法律学校及び明治大学での田能

#### 村と岡田

##### 2.1 明治法律学校及び明治大学内

##### 2.2 趣味人としての関わり

#### 3. 『世界最古の刑法』への集約

##### 3.1 『世界最古の刑法』概要

##### 3.2 岡田による『世界最古の刑法』序

##### 3.3 田能村からみた「法学者」岡田

#### 4. 滑稽文学での田能村と岡田

##### 4.1 「朴山人」と「三面子」 それ

##### ぞれの滑稽文学での来歴

##### 4.2 滑稽文学における交流

##### 4.3 滑稽文学におけるそれぞれの「主張」

##### 4.3.1 朴山人（朴念仁）の唱道

##### 4.3.2 三面子「川柳十則」

##### むすびにかえて

## はじめに

明治元（1867）年5月には、明治法律学校、のちの明治大学に、全く異なる立場から深く貢献した人物が二人、誕生している。

一人は5月15日に大分にて出生した<sup>たのむら</sup>田能村（田能邨）<sup>ばいし</sup>梅士である。19の時に上京し、明治法律学校に入学した。卒業後は新聞社に所属する傍ら、明治法律学校及び明治大学発刊雑誌の編集に当たった。<sup>(1)</sup>

もう一人は同年5月に美濃大垣に出生した岡田朝太郎である<sup>(2)</sup>。東京帝国大学法科大学を明治24（1891）年に卒業後、明治26（1893）年9月より同大学講師となり、各私立法律学校でも刑法の講義を持ち、刑法学者としての道を歩んだ。また岡田は、川柳作家及び古川柳研究家「三面子」としての顔も持つ。

同じ年の生まれ、かつ同じように法学を学んだとはいえ、田能村は法学とは全く関係のない新聞読者投稿欄の選者を主たる軸としながら、明治法律学校及び明治大学での事業に従事し、岡田は刑法学者としても古川柳研究家としても名高い、「普通の博士とちがって、大博士」<sup>(3)</sup>となった。一見、全く異なる道を歩み、重ならないところのない二人である。しかし、「明治法律学校（明治大学）」、「支那法制史研究」、「滑稽文学」という三つの共有する場が両者を結びつけており、かつそれぞれの場における両者の姿勢は、全く対照的なものであった。以下、それぞれの場における両者の有り様を検討したい。

ただ、岡田にしても田能村にしても、多方面に亘り活動している上に、当時数多く出版されていた新聞・雑誌等に関わり、かつ多作であるため、その全ての把握は困難である。全面的な検討は後日に譲り、今回は岡田が渡清するまでの期間における、田能村が在籍していた読売新聞及び明治大学機関誌の記事を中心として、そこから垣間みえる両者の交流に関する資料を提示するにとどめたい。

## 1. 両者の略歴

田能村梅士は、通称を梅士<sup>(4)</sup>、社説や評論記事などでは秋臯、滑稽文学関係の著作については、最初は朴念仁、のちに朴山人という筆名を用いた。明治19(1886)年に「盛境」にあった明治法律学校に入学し<sup>(5)</sup>、明治22(1889)年に卒業した。明治30(1897)年には、民法典論争での仏法学派敗北などから「衰退の機運」にあった明治法律学校において諸々の改革が行われたが<sup>(6)</sup>、その一環として行われた、明治法律学校の機関誌『明治法学』の発刊及び編集を田能村は担った。その後『明治学報』、『国家及国家学』などの明治法律学校及び明治大学発行の諸雑誌の編集事業の中心的存在となって活動した。

そうした明治大学での校務に励む傍ら、明治35(1902)年から「支那法制史」の研究に従事していたが、集大成としての『世界最古の刑法』(有斐閣書房、1904)を出版したその直後に研究を中断、読売新聞社に入社、川柳欄を担当する中で「へなぶり」という滑稽文学の一形態を生み出し、読売新聞及び読売新聞日就社発刊雑誌<sup>(7)</sup>にて読者文化としての滑稽文学を花開かせた。明治40(1907)年には日本新聞社に転じ、読売新聞日就社在籍時と同様「へなぶり」欄の選者となったが、大正4(1915)年、腎臓病により48歳の若さで死去した。

一方の岡田朝太郎は、明治15(1882)年に岐阜から上京、苦学を重ねて東京外国語学校にてフランス語を学び、大学予備門を経て東京帝国大学法科大学を明治24(1891)年卒業、大学院に進学し刑法を専論した。明治26(1893)年には同大講師、翌年には助教授となる傍ら、明治法律学校、和仏法律学校などの私立学校での講師も兼任した。明治30(1897)年3月からドイツ他に留学、帰国した明治33(1900)年に法科大学教授となり、翌年法学博士の学位を賜るも、明治36(1903)年に対露強硬路線を主張し東京帝国大学を罷免された。その後、明治39(1906)年から大正4(1915)年まで、清国欽命修訂法律館調査員兼法律学堂教員として清国に招聘され<sup>(8)</sup>、清国刑法の編纂、および法学講義に勉めた。帰国後は明治大学、慶應義塾大学、早稲田大学などで教鞭を執り、晩年には麹町高等女学校の校長にも就任し、昭和11(1936)年に69歳で歿した。

刑法学者として活躍した岡田は同時に、川柳作家及び古句研究家「三面子」としても活動した。『東京日日新聞』や博文館発行の『文芸倶楽部』における川柳の選者となり、昭和に入ってからラジオ放送による川柳の普及にも努めた<sup>(9)</sup>。

## 2. 明治法律学校及び明治大学での田能村と岡田

### 2.1 明治法律学校及び明治大学内

田能村は、明治法律学校及び明治大学の機関誌と校友会関係の事業に参画したが、校友会を通じて講師との行き来も多くあったようである。その中でも交流のあった講師として、川柳などの滑稽文学や美術に造詣が深く、田能村の持つ「滑稽文学者」、「明治大学職員」、「支那法制史研究者」という三つの顔すべてに関わった岡田朝太郎については勿論、田能村について「予八著者（田能村）ノ平生ヲ識ルコト最モ熟セル」と述懐した<sup>(10)</sup>当時の明治法律学校校長岸本辰雄、『明治学報』発刊・編集機関であるところの明治法学会に田能村と共に職員として名を連ね、田能村の著作『世界最古の刑法』に丁寧な評を寄せた鶴澤總明<sup>(11)</sup>、『世界最古の刑法』をフランス語に訳した吉田義静<sup>(12)</sup>らを挙げる事ができよう。

両者が出会ったのはいつ頃であろうか。岡田が明治法律学校において刑法の講師となったのは明治27（1894）年であることは明らかだが<sup>(13)</sup>、田能村については、明治22（1889）年の卒業以降、明治30（1897）年までの8年間の足跡には曖昧な点が多い<sup>(14)</sup>。次に田能村が明治法律学校に「復帰」したと考えられるのは、同校の嘱託により明治法律学校の機関雑誌『明治法学』の主任編集者となる明治30年であるから<sup>(15)</sup>、岡田と相識の間となったのもこの年以降のことではないか。ただ、田能村が『明治法学』編集者となった同年3月には、岡田は刑法研究の為、ドイツ等への留学の途に就いているので、実際には岡田が帰国し明治法律学校講師に復帰した明治33（1900）年7月以降のことと推測される。

初めて二人の名前が列記されるのは、『明治法学』14（1900）に掲載された11月28日に開かれた校友会千葉支部発会式の記事である。

本校校友会千葉支部に於ては本校より校長講師等の出張を求め、盛大なる発会式を開かんと久しく計画しつゝありしが、議漸く熟し、遂に客月二十八日を以て、千葉町に開会すべく決定せり、（中略）

出張 本校よりは、其の誠意に答へんか為め、左の十七氏之に赴く。

とあり、「十七氏」の中に、「岡田朝太郎」と「田能村梅士（明治法学会）」の名前があり、講師の一として岡田が、職員の一として田能村が参加していることがわかる。

このように、明治法律学校の講師の出張に、田能村も職員として同行することがあった。次に田能村と岡田の名前が併記されるのは、岡田の二十年振りの美濃への帰郷を契機として明治35（1902）年7月19日から21日に開催された、岐阜美濃における講師講話会である<sup>(16)</sup>。

本誌前号彙報欄に於て予報せし如く、本月十九日、二十日、二十一日の三日間、岐阜県大

垣町に於て、法律経済講話会あり、東京よりは、法科大学教授岡田、松波二博士（中略）之に臨まるべく、洵に斯学界空前の盛挙たり、本会即ち編輯主任田能邨梅士を特派し、其の講話及び諸般の状況を読者に紹介することゝ為せり、（『明治法学予告』（『明治法学』40、1902））

田能村は明治法学会の名代として22日から現地入りし、このときの経緯を「美濃の博士講話会」と題した詳報にまとめている<sup>(17)</sup>。

校友会以外の学校関係の集まりにも、両者の名前を見いだすことが出来る。例えば、明治36（1903）年1月18日に開かれた明治法学会小集である。岡田は講師として、田能村は明治法学会の職員として臨席している。

『明治法学』のために特別の賛助を約されたる京都大学の織田萬、田島錦治、春木一郎の三博士、客月中公用に因り上京されたるを以て、十八日午後五時より、之を築地新喜楽に招待して小集を開く、春木博士は事故ありて来会されさりしが、織田、田島二博士を始め、岡田、仁井田二博士、岸本校長、掛下理事、鷺澤主筆、田島舎監、田能村梅士の諸氏出席し、種々歎語十時に及び参会したり。（『明治法学』52、1903）

そのほか講師と職員が顔を揃える集まりとして、卒業生を中心として組織された校友が集う校友総会がある<sup>(18)</sup>。同会において両者の出席を確認できるのは、明治34（1901）年12月7日に開催された、大学組織への改編の議論を目的とした校友総会<sup>(19)</sup>、明治35（1902）年11月15日に開催された、大学設立が正式に発表された校友総会<sup>(20)</sup>、明治36（1903）年11月14日の明治大学設立後の校友総会であるが、明治法律学校における校友総会の位置づけを考えるならば<sup>(21)</sup>、他の年の校友総会で講師である岡田と職員である田能村が参会していた可能性は高いといえる。

また、同様の集まりとして、毎年9月、芝浦にて開かれていた講師職員懇親会も挙げられよう。「講師、校友会理事、同評議委員、事務長、学務課員、会計課員、部長、出版部職員及び明治法学会職員等」が出席するこの会<sup>(22)</sup>に、校友総会同様、田能村も岡田も出席していたと推察される。

ここまでいくつか例を挙げたが、田能村が『明治法学』、『明治学報』記者として、校友会を始め、学生と大学を結ぶ様々な催しに大学職員として参加していることから、そこに講師として出席していた岡田との接点は多かったであろう。

## 2.2 趣味人としての関わり

このような校友会関係の活動以外に、田能村が編集をしていた『明治法学』、『明治学報』の記事から伺える、両者の共有する嗜好として、滑稽文学（三面子による川柳の投稿など）と美術がある。滑稽文学については後述することとして、ここでは美術について述べる。

「茶碗の絵描きを学はんとて山本善助に就」<sup>(23)</sup>いた経歴を持つ岡田には絵心があった。絵のた

しなみがあることは、『明治法学』上にも記述が見いだせる。

種々盆栽を愛せらるゝのは、岡田、小宮両講師に、前に申した岸本校長で御坐る、岡田君は此外に、盆石にも熱心じやさうで、美術家たる君が、盆石に巧みなのは寧ろ怪むに足らずと申さう歟、(中略)岡田君の絵画に精しいことも非常なもので、美術に関する書籍杯も種々所蔵される、意匠には殊に長して、現に先日、日本圖案社を発企された一人で御坐る、自ら画がくことも、素人としては巧いものじや(法外老人「法曹の半面」(『明治法学』27、1901))

盆栽を愛し、盆石に巧みで、美術に幅広い知識を有し、自身もまた絵筆を執る。そうした趣味人岡田の姿を垣間見ることができる。さらに岡田はその才を生かし、『明治法学』の表紙の制作に関わった。一度目は、『明治法学』28(1902)から用いられた表紙である。

本誌の表紙に於ける正義神は、本校講師法学博士岡田朝太郎君が、福地福一君に謀りて、大いに意匠を凝らされ、画伯武内桂舟君に就て、其の揮毫を乞ひしものなり、岡田博士が、美術殊に図案に長ぜらるゝことは、本誌前号に於て、法外老人の既に記しゝ所、(田能邨生「正義の神」附記(『明治法学』28、1902))<sup>(24)</sup>

同じく正義の女神の全身像を描いた『明治法学』51からの表紙にも岡田は関与しており、「本号表紙は、岡田博士が久々苦心惨憺の経営に出て候もの」との記述が『明治法学』51(1903)にある。

一方の田能村は、曾祖父が南画の大家、田能村竹田であり、加えて弟の力(小竹)は画家として活動しているから、絵画についての素養や知識を有していたのはいうまでもない。自身が筆を執ることはなかったようであるが、当時の読売新聞に田能村の書画に対する好事家ぶりを示すような記事がある。

秋旻子けふ八なにやら長い風呂敷包みを持って出社したので、何かと見ると、鬼を画いた北斎の真筆で、出社の途中、小さい骨董店で掘り出したとの事。同好の秋旻子八涎を垂らして欲しがつて居る。(「編輯日記6月30日」(『読売新聞』1905年7月1日))

秋旻とは先にも書いたように、田能村の筆名の一つである。この記事以外にも、『竹田印譜』(1907)<sup>(25)</sup>の発刊や、日本新聞在籍中に田能村竹田全集の刊行を企画していること<sup>(26)</sup>、田能村の葬儀には洋画家・書家であった中村不折や彫刻家の朝倉文夫が出席していること<sup>(27)</sup>等から考えると、田能村には、田能村竹田の曾孫という生まれを背景に、美術界での往交もあったようである。

以上述べてきたように田能村と岡田は、明治法律学校(明治大学)の講師と職員として、学校

関係での様々な事業において共に活動し、また趣味の領域においても共有するものが多かったようである。このような両者の行き交いが、田能村の「支那法制史研究」を、『世界最古の刑法』という一書に仕立て上げ、世に送り出す下地となったと考えられる。

### 3. 『世界最古の刑法』への集約

#### 3.1 『世界最古の刑法』概要

田能村が明治35(1902)年頃から「支那法制史」研究に着手し、「数年以降殆ど専門に」<sup>(28)</sup>した研究を『世界最古の刑法』として結実させた。この『世界最古の刑法』は、岡田が発行した『刑事論集』全4冊の一冊として出版されている。『刑事論集』は、岡田が「リスト研究室の研究叢書に倣った叢書」<sup>(29)</sup>として、弟子であった学生たちに出させた書であるが<sup>(30)</sup>、『世界最古の刑法』はその第4巻に当たる。第1巻から第3巻は岡田が校閲者となっているが、第4巻にあたる田能村の著については序のみを掲載する。

田能村が、清国及び清国での法典編纂は「二十世紀の当為を貫く世界最大問題」<sup>(31)</sup>であり、日本の法学者が清国、そして「支那法制史」研究に対して何らの関心も持たない事に反発し自ら嚆矢となるべく研究を始めたこと、また、確かに『世界最古の刑法』の序で岸本や鶴澤が言及しているように、田能村は研究に対して極めて真摯であり<sup>(32)</sup>、博覧強記ではあったが<sup>(33)</sup>、研究手法において十分でなかったことは既に述べた<sup>(34)</sup>。

その際にも論じたが、田能村の「支那法制史」研究の特徴として、研究対象自体への興味・研究から始まったものではなく、自らの唱道(の実現)を目的としていることが挙げられる。それは田能村が研究に精励している時期に著した「支那法制の研究」(『明治法学』64、1903)において「日本の法学者たる者、早きを趁ふて、敬虔以て其の転職を踐行せざる可からず、吾人不敏と雖、請ふ其の後へに従ふことを得む吾人は既に多少の準備に急ぎつゝあるなり」<sup>(35)</sup>という田能村自身の言にも現れている。

#### 3.2 岡田による『世界最古の刑法』序

田能村の『世界最古の刑法』に対して序を寄せているのは、掲載順に、穂積陳重、戸水寛人、岡田朝太郎、鶴澤總明、そして岸本辰雄である。前二者が岡田の人脈から序を寄せており、田能村の「支那法制史研究」の位置づけをそれぞれの立場から行っている、すなわち田能村の研究内容について言及しているのに対して、残る後者は、岸本による序の「予八著者ノ平生ヲ識ルコト最モ熟セル」という言葉に象徴されるように、田能村との付き合いから序を寄せ、田能村自身の研究姿勢やその唱道について言及している。

「法学博士」岡田の目に、評価の難しい田能村の研究がどのように映ったのかは分からない。ここでは岡田が田能村の研究に唯一言及している、岡田による『世界最古の刑法』の序に注目し、段落ごとに五つに分けてその内容を分析したい<sup>(36)</sup>。

本書成るを告ぐるに及び一読余の感せし所を挙ぐれば

第一 其題目の極めて適当なる事是なり、我国の如く大宝以来上下千有余年、長く支那法系に属したる刑事法国に於て其淵源たる支那の刑事諸法を今文に説術したる書籍なきは、我法曹界の一大不便と為し来たりたる所なるが幸に本書を獲るに及びて此不便を免れ得たり

まず岡田は、田能村が着目した「支那法制史」研究自体の存在価値を挙げて評価する。必要性と緊急性の高い「支那法制史」研究が乏少しているということは、田能村の「支那法」に対する一貫した持論であり、岡田のこの序の部分、その田能村の主張を真正面から認めているといえよう。

第二 其現代の法律家の手に成れる事是なり、従来世上に存する支那及び日する著作は十の八九、現代の法律思想に乏しき漢学者国文学者の手に成れるを以て註釈評論共に字句の末に馳せ制度の比較、法理の評論等に亘るもの殆ど皆無の状なりしが著書は明治大学の校友にして現代の法制に通曉し、よく従来の此種の著作の通弊を打破せり

『世界最古の刑法』発刊前の「法律家と文学」(『明治学報』50、1902)という会説において田能村は、「羅馬法制史最初の著者が、法学者に非ずして文学者たりし」ことは「不名誉」である、として法学の素養無き文学者の研究を嘆き、法制の研究は(文学の素養のある)法学者が研究すべきであると主張している。岡田は、当時の東京帝国大学に在籍していた宮崎道三郎や浅井虎夫ら「文学者」ではなく、「法学者による法制史研究」という田能村の唱道を汲むところがあったようである。

後年、この岡田の序の言葉を田能村はそのまま取り入れており、「法学の素養無き文学者の法制史は我侪多くの信用を払う能はず(中略)餅は餅屋に誂へざるべからず法制の事は諸公が門外の事たるを如何せむや」<sup>(37)</sup>と述べ、「支那法制史」研究を文学者任せにしている法学者の懈怠を改めて強く非難している。

第三 本書は現代大多数の法律家の為さんと欲して為す能はざる所を大成せり蓋し現代の法を講ずるもの、其大多数は現行法令の淵源たる欧米諸国の制度を考究するに忙しく一種特別なる方式に成れる和漢の古文を解する余力なく止むことを得ずして之が研究を疎漫になし来れるも著者は其深遠なる和漢学の力を駆て遂に本書を著せり

この部分では岡田は、田能村の法学者への批判に対し「法学者」側から弁解をしている。田能村が喧伝している、法学者が「支那法制史」に無知無関心であり、それがゆえに「支那法制史」の価値に気がつかないまま、本来自己の責務とすべき「支那法制史」研究を放置している<sup>(38)</sup>という主張に対して、岡田は、現在の法律家は、「支那法制史」研究の価値に気がつかないわけではなく、研究に取り組みたいと欲してはいるが、「欧米諸国の制度を考究」するの「余力なく」やむをえない状況なのだ と「現行の法学者」を弁護しているのである<sup>(39)</sup>。



第四 加之此種の著作の欠点の重なるものは漫に著者の意見を以て事実を左右せんとし所謂独断人を誤るの弊、始終遂に互を常とするに在り而るに本書の著者は極めて独断的の解決を下すを避け疑問は疑問として以て自己将来の研究と世人の研究とに十分の余地を存したる、他に多く其例なし

第四では、田能村の研究姿勢の「謙虚さ」を岡田は評価している。確かに田能村は「未見の知己から引用」し、研究中及び『世界最古の刑法』上梓後も、多くの人々の指導を仰いだようで、「校閲及び序文を賜ひし五先生の指導誘掖は言ふも更なり、該書の印刷始めて成りて、広く世の教正し評論を請へるに当たりても、東西両京大学の諸碩学を始め、諸先輩知友の批評を与へられしもの頗る多し」<sup>(40)</sup>、と述べている。

等二三に止らず如斯好著が刑事論集の一として公にさるゝに至りたるは斯学の為に真に慶賀するに堪えたり進んで之を欧文に訳する事を得ば彼岸の名声亦我に於けるの比に非ざらんか

最後の段で岡田は、この本自体の意義を認め、欧文への翻訳を推奨している。岡田に師事した牧野英一は「不作為犯とか因果関係論とかいふものは、先生に依つてはじめて我が学界の問題となつた」と回顧しているが<sup>(41)</sup>、「世界最古ノ法典」という論題でマヌ法典について講演をするなど<sup>(42)</sup>、もともと世界各国の刑法に関心を持ち『比較刑法』という一書<sup>(43)</sup>にまとめ上げた岡田は、「支那法制史」を日本法学者の議論の俎上に載せる意図を持って、本書を自らの叢書の一としたのかもしれない。故に欧文に翻訳し大陸で出版することを推挙しているのであろう。その意味で岡田は、田能村の研究に大きな意義を見だし評価していたと推測される。

岡田がこの段で推奨したとおりに、『世界最古の刑法』は明治大学講師吉田義静の手によってフランス語に翻訳され、出版されている<sup>(44)</sup>。

以上の岡田の序から垣間見える両者の関係と思想的な交流を検討してきたが、まとめるならば、岡田は「支那法制史」の必要性及び当該研究を法学者が行うべきとする田能村の唱道を汲みつつ、田能村による「支那法制史」研究自体にも価値を見いだしていたといえよう。

### 3.3 田能村からみた「法学者」岡田

ここまで田能村の「支那法制史」研究および唱道に対する、岡田からの評価について分析してきたが、この章の最後として田能村からみた「法学者」岡田についても触れておきたい。

その前提として、田能村にとっての「あるべき法学者像」を検討する必要がある。「支那法制史」研究をめぐる田能村は当時の法学者達を批判するが、ではこうした田能村の唱道の中での、理想の法学者とはいかなるものであったのであろうか。

一つには、前掲「法律家と文学」に述べられているように、文学を修めた法学者である。田能村曰く、法学者及び法実務家の文学の修養に乏しいばかりに、「裁判文学」という揶揄の語が作られるほど、彼らの文章には「修辞措詞の拙劣に止まらず、文法、句法、語法、字法の誤謬が頗

る多」い。もともと法律は「徹底勃窣たる理屈の眇眇を脱し得す。随て法律家其人も亦乾燥にして趣味無き偏理癖の人物たるを免れ難」いのであるが、これに対して「文学は、実に此病を救療すべき好個の薬餌」である、として、法学者にとっての文学の重要性を説いている。

二つには、前掲「支那法制の研究」に描かれた「現在の法学者」と、逆の像であろう。すなわち、清国自体に興味を持ち、清国の事情に通じ、清国の法制改革に積極的にのりだす法学者である。田能村が初めて「支那法制史」研究の必要性に言及した「清国法律改定の急要」(『日本人』60、1902)においても、清国の「法律改定」について、「泰西と支那と双方の法制法理に渉れる者を貴」び、「清国たる者宜しく之を我邦に求め、以て斯大任に当たらしむへし」と結論づけている。

この二点を併せ持つ法学者が、「支那法制研究」における、田能村にとっての「あるべき法学者」像である。これを岡田と比較してみると、第一の、「文学の修養を積んだ法学者」についてであるが、岡田は、川柳は勿論、「(尾崎)紅葉(幸田)露伴等と交を結びしは此寒陋書生の時代にして素より文学上の嗜好」<sup>(45)</sup>ある人であり、自身も虚心亭名義で小説を物しているから、文学の素養ある法学者そのものである。第二については、岡田は田能村の「支那法制史」ほか、他国の研究に興味を持ち、後押しし、世に出すことで「泰西と支那と双方の法制法理に渉」った上に、当に清国から白羽の矢を立てられ、清国欽命修訂法律館調査員兼法律学堂教員としての招聘に応じている。岡田は、田能村からみて、まさしく清国が大任に当たさせた法学者となったのであろう。

すなわち、田能村にとって岡田は、自身が日本の法学者かくあるべしと描いた像を体現したも同然であったといえよう。

## 4.滑稽文学での田能村と岡田

### 4.1 「朴山人」と「三面子」 それぞれの滑稽文学での来歴

田能村は渾身の力を持って打ち込んでいた「支那法制史」研究を「憾みを吞んで」<sup>(46)</sup>打ち切り、ほぼ同時期に明治37(1904)年2月に読売新聞日就社に入社し、読者からの投稿川柳などの選者となった<sup>(47)</sup>。

本人が後に述懐しているように、田能村が作り出した形式の狂歌「へなぶり」<sup>(48)</sup>が最初に掲載されたのは、入社翌年2月25日の読売新聞である。このへなぶりが当時「一世を風靡した」のは間違いなく、あまりの投稿の多さに田能村が困惑する記事が読売新聞や雑誌などに時折掲載されている<sup>(49)</sup>。この盛り上がりを受けてか、読売新聞日就社発行雑誌である『ムラサキ』、『中学文芸』、『日本農業雑誌』などでも川柳やへなぶりの選者となった。最終的には「意外に盛んになって、投吟八驚くほど多く、名作も少なくないので、是非纏めて出版して欲しい、との注文が読者から続々来るので、近日中に編輯して一小冊子とすることになった」(「編輯日記」(『読売新聞』1905年5月3日)のが、明治38(1905)年6月15日に発刊された『へなぶり(第一輯)』<sup>(50)</sup>である。読売新聞日就社からは続いて、同年12月に読売新聞及び同社発行雑誌に投稿川柳を集めた『新川柳抄』が、翌年7月には『へなぶり第二輯』(1906)が発刊された。いずれも、読者の投稿、田能村の作品、そして田能村の滑稽文学に対する詳論を掲載する。ちなみにこのころ、号を「朴

念仁」から「朴山人」に改めている<sup>(51)</sup>。

投稿に対する対応のみならず、明治37(1904)年には田能村を中心に初の読売新聞読者懇親会が開かれ、翌年6月7日には自らが会長となって第1回読売川柳研究会を設立した<sup>(52)</sup>。田能村は滑稽文学を媒介に、読売新聞とその読者を繋ぐ役割を果たしていたといえよう。

また、読売川柳研究会の機関誌として『川柳とへなぶり』を発刊、2号出した後、「滑稽文学社」を設立し、「一切の責任は、固より私一人の負担」として、当該機関雑誌を『滑稽文学』と改題して新たに出版した。

しかし明治40(1907)年3月15日に田能村は読売新聞日就社を退社、日本新聞社に転じた。従来からの多忙と過労のために、異動を契機として、読売新聞及び読売新聞日就社発行雑誌の川柳の選者及び、4号しか発行していなかった『滑稽文学』の編輯は全て窪田而笑子くぼたじしゅうしに委ねられた<sup>(53)</sup>。日本新聞社に入社後も新聞『日本』において、読売新聞日就社在籍当時同様、「へなぶり」欄を担当し、時折、旅行記や社説などを掲載した。大正3(1914)年には「日本へなぶり会」などを発会させているが、「川柳へなぶりもモウ下火に、とは世人の皆言ふ所」(朴山人「下火万歳」(『川柳とへなぶり』2-4、1908))という状況であって、田能村が日本新聞社に入社した頃には、へなぶりの隆盛は過去のものとなっていたようである<sup>(54)</sup>。

一方岡田は、田能村が存命している期間に限れば、帝国大学を退官した翌年、明治37(1904)年9月20日より『東京日日新聞』及び博文館の発行する硯友社系雑誌『文藝倶楽部』にて狂句欄の選者となり明治39(1906)年1月15日、渡清を理由に任を降りた。この日の東京日日新聞には、「三面子の筆に成れる川柳観」であるところの「川柳十則」が掲載されている。句集としては、明治38(1905)年に個人句集である『三面子狂句集』を刊行している。

渡清の前は選者及び作句活動を中心に、渡清後は古川柳研究に打ち込み、遺稿とはなったがその集大成として『日本史伝川柳狂句』を著述したことはよく知られているところである<sup>(55)</sup>。

#### 4.2 滑稽文学における交流

田能村が当時編集を担当していた『明治法学』・『明治学報』においては、岡田が三面子として川柳やコラムなどを投稿しているが、それ以外に滑稽文学における両者の付き合いを伺わせるような記述はない。そこでここでは、『明治法学』・『明治学報』以外、すなわち読売新聞やその発行書籍に散見される両者の交流を、年代順に挙げてみていきたい。

【史料1】三面子の読売新聞川柳欄への投稿(「ハガキ集」(『読売新聞』1904年12月28日))

以上十句、某先生の近作に係る、故に仏頭糞を塗るの無礼を避け、敢て評点を附せず(朴念仁)

田能村のこの評の前に、三面子による「十二月二十六日雪」、「旅順敵艦」と題した川柳が十句掲載されている。田能村が川柳及びへなぶりの選者となっていた期間に、三面子が川柳を投稿した唯一の記事である。通常田能村は、投稿されてきた川柳及びへなぶりに評を付しているが、この号だけはこのように述べて、内容の評を避けている。

【史料2】三面子『三面子狂句集』発刊（「編輯日記」（『読売新聞』1905年1月8日））

一月七日（土曜）晴（中略）風邪の為に閉籠つて居た秋臯子、久し振りにて出勤した。手に砂糖袋を下げて居るから、編輯局へ年玉のしるしかと問ひ質せば、是こそ某博士の作なる狂句集で、甘味タップリだとの事

【史料3】朴念仁『へなぶり（第一輯）』発刊（「編輯日記」（『読売新聞』1905年6月27日））

六月二十六日（月曜）晴 朴子から三面博士に「へなぶり」一冊を送呈したら、面白い絵はがきに、左の一首を書いて寄せられた

アハゝと笑ふ小供にわけ問へバ屁騷りと云ふ本が来ました  
是八博士の宅（うち）で、実際にあつた事じゃけな。

【史料2】と【史料3】から、相互に自身の出版した書を送っている事が分かる。【史料2】の「砂糖袋」は、『三面子狂句集』があわび熨斗のついた砂糖袋に入れて配られた、その「砂糖袋」を指すのであろう。『三面子狂句集』の発刊は1月8日となっていることから、その発行直後に岡田から受け取り、編集局に持ち込んだものと思われる。

【史料4】朴山人「川柳小論」（『新川柳抄』、1905）における言及

川柳と狂句と云ふ二種の名称が、二種の実質を表はした固有の名称で無いことは、右に言つた通りで、（中略）予が此論の証拠とはされぬ迄も、少なくとも有力な援軍として挙げらるゝは、三面子先生の狂句集である。此狂句集は、誰も記憶の新たなる通り、今年（明治卅八年）の新年に公にされたる最新のもので、書物の名として『狂句集』と題してある。此「狂句集」と云ふ名は、マサカに例の「川柳は優、狂句は劣」と云ふ一派の独断定教を奉じて、謙遜の意味で附けたものでは無く、又例の「狂句は川柳と別で、クスグリ、ワルフザケの句である」と云ふ独断定教を奉じて、此句集はクスグリ、ワルフザケの句集であるとの意から附けたものでも無い。即ち川柳と云ふ名称も、狂句と云ふ名称も、同じ実質に冠する二種の名称に過ぎぬからである。即ち「狂句集」と云ふは、「川柳集」と云ふの同一意義であるからである。

これは、岡田が『三面子狂句集』の冒頭にて、「川柳・雑俳・狂俳・狂句、同じと言えば同じ、違うと言えば違う、此際は言痛い区別は致さず、以下、川柳と狂句を一卵性双生児として、扱わせていただく。」<sup>(56)</sup>と書いたことに対応しているのであろう。

【史料5】投稿「へなぶり今様」欄の評（『読売新聞』1906年2月26日）

朴曰 此ごろ浄瑠璃会席上、某々諸君をへなぶり今様の事を語る。三面子博士曰くへなぶりの今様なら、「へなやう」ですね。同人哄笑、「へなやう」とハ、いゝナ。是から一名へなやう。としやうとて尚かにかくと語れるに、博士曰く、農業の歌ハ二カ所、又ハ三カ所に、韻を踏みしが多し。へなやうも韻を踏みなバ、一層声調の整ふべし、と。今柳君の此

歌を見るに、三カ所まで韻を踏みあり、有意か無為か知らねど、嬉しとも嬉れし。

浄瑠璃会の詳細は不明だが、『読売新聞』紙上の川柳投稿欄にその会名が散見されることから、読売新聞読者中心で行われた、川柳・へなぶりの集まりであろう。そうした席に、岡田も田能村と共に参加していたことが伺われる。

【史料6】朴山人「へなぶり小論」(『へなぶり第二輯』、1906)

尚予は此故に広く諸先輩に対して、既往のへなぶりに於ける欠点短所の摘示を請ひ、併せて将来の方針の指導を求め、先づ本書の首に掲げし三先生の示教を得たり。三面先生の苦言、花和尚先生の諷規は、既往の欠点短所を明らかにされしもの、同人間或は異見あるも、確に警醒を要すべきもの、露伴先生の諄々たる教訓は、前途の進程を示され、へなぶりの一大方針と為すべきもの。予は我が同人諸君と共に、彼を咀嚼し、此を服膺し、以て其の示教に辜負せざらんことを期す。

このように『へなぶり第二輯』発刊に当たって田能村は、岡田に「へなぶり」自体の批評を頼んでおり、掲載された岡田の評が【史料6】である。

【史料7】三面子「へなぶり評論(其三)」(前掲『へなぶり第二輯』)

へなぶりに四つの式あり、一を宿下がりに式といふ、

恋ごろもすみれの押し葉もてあそび  
式部三人牛屋を出づる  
茶よ花よわらわの知らでありぬべき  
けふもお茶ひき花もひきけり  
百千船キイ坊ミイちゃんキャツ>>>>>  
干潟三里を紅裙つらなる

の類なり。此の式は、お下賜の伽羅が、汗の香に打負けたらんようなり。一を肉汁式といふ、

腰弁て日勤こ>二十年  
貯蓄もあらず我老ひんとす  
また勝つよウンニヤ負けぬと箆碁同士  
日暮れ夜開けてまだ飽なくに  
こ>ろざしを立て>男の子の業成らず  
舞台のうへに大臣つとむる

など『腰弁の貯蓄も出来ず二十年』『小便に起きて女房は碁を叱り、古人』『大臣に成りは成つたが舞台にて』ぐらゐの種に、ウンと水を割つた工合、塩でも打込まずばたまらず。一を梅坊主式といふ、

の類なり。軽く手の揃ふはよけれど、折々の悪ふざけがいやなり。

花の山姐さんかぶりメレンスの

あかき襦袢に毛ずね踏み出す  
風になやむ美人に見とれバツタリと  
ふたりの男鉢合わせする  
恋人の門べに立ちて笛吹けば  
格子戸ガラリと禿あたま出る

の類なり。軽く手の揃ふはよけれど、折々の悪ふざけがいやなり。

又の式をツヤ物式といふ、

の類なり。但し此式の名、由来明らかならず。其外、半天式、肥船式、天ドン調、懸命振など、数限なし。やがてへなぶりの二輯出でんと聞く。また如何なる珍式にて、水無瀬の御殿をや驚かさん。氣遣ひな事ゝと前句に附きたがる。

#### 4.3 滑稽文学におけるそれぞれの「主張」

田能村と岡田は、滑稽文学という共通基盤を持ち、新聞や雑誌では同じように選者をもって任じたが、当該分野に対する関わり方は、共通する点がありながらも対照的といえるほどに異なる。ここでは田能村の滑稽文学での「唱道」を紹介した上で、岡田の「川柳十則」を取り上げて、比較検討したい。

##### 4.3.1 朴山人（朴念仁）の唱道

先に田能村の滑稽文学に関する唱道をまとめると、以下の通りである。

第一に滑稽文学の現状として、明治期に至るまで、滑稽文学の地位が低いことを指摘する。

由来滑稽文学は、我が国の文学界に於ては、一個の継子として待遇せられたり、（中略）世は明治となりて、文学界も亦著るしき変化と進歩とを見たるも、滑稽文学の継子扱ひは、尚容易に改まらず。（朴山人「滑稽文学の位置」（『滑稽文学』1-1、1907）

そして滑稽文学が卑しまれる理由は、滑稽文学に対する世の誤解にあるとする。

滑稽文学が斯く卑しまれる原因は、世人が滑稽文学を以て、例の駄洒落、くすぐり、悪巫山戯だと思ひ、大口を開いてゲラゝと笑ふ、馬鹿馬鹿しいもの、と誤解して居る為めである。デ地位のある人とか、名ある文士とか、殊に女性などは、滑稽文学に手を出すもので無い、と思ふて居る。（朴山人「女性と狂歌」（『滑稽文学』1-3、1907）

しかし真の滑稽文学とは、幼稚な「駄洒落、くすぐり、悪巫山戯」などではなく、「卑陋野鄙の俗悪なる趣味に陥る」<sup>(57)</sup>べきでないにもかかわらず、現状の滑稽文学はそうした粗悪なものを多く含んでいる。よって、「日本の滑稽文学を、駄洒落、くすぐり、悪巫山戯でなく、又彼の機智でなく、真の滑稽、ユーモアといふものとしたい」<sup>(58)</sup>ということ、第一の目標

として掲げるのである。

現状の第二として田能村は、滑稽文学（ここでは狂歌）自体の衰退を挙げる。

天明時代既に然り。爾後衰頹して、狂歌の一途殆んど地に墜ち、今日に至りては、文運の隆盛未曾有にして、諸種の文芸並び興れるも、独り狂歌のみは、依然として人の注意をも惹かず僅に某新聞某雑誌の一端に其の形影を留むるも、唯だ旧時代の所謂宗匠連により、旧式の幼稚なる駄洒落を弄するに過ぎず（朴念仁「狂歌の改良」(前掲『へなぶり(第一輯)』(読売新聞日就社、1905))

このような川柳・狂歌の低迷の理由として、本来川柳・狂歌を率いていくべき「滔々たる今日の狂歌、所謂宗匠連の狂歌、皆門戸を以て、即ち堂奥なりと信し、毫も進歩の念」が無い、なにより、「万葉時代と古今時代と、普通の言語に差異」があるのは当たり前なのに、いつまでも死語となってしまう雅言を重んじ、「雅言に非ざれば詩に非ず」と主張するのは奇妙であると批判する。この点に関しては、「明治の今日は、今日の言語を以て、歌の用語とすべき」であり、へなぶりの本則は今日の言語を用いることである、と断定している。

田能村は以上の二点から、「くすぐり」等を排斥することによって、卑しまれる滑稽文学の質を上げ、かつ古い言葉に拘泥せず「今日の言語」を用いることによって、「滑稽文学を真のユーモアとする」目的の為に「へなぶり」を掲げた。田能村は自身の「へなぶり」を、「改良の先駆として、我党が試みる所の狂歌なり」と位置づけたのである。

そうしたメッセージを込めた「へなぶり」を読売新聞に掲載した田能村に対し、世間からは思っていた以上の反応が返ってくるのである。

「へなぶり」は、改良の先駆として、我党が試みる所の狂歌なり。曩に予が始めて二三種を試み、之を読売紙上に掲げしや、改良論其他何等の声言を以てせず、突然無言に之を掲げしに拘はらず、翌日よりして直ちに同調同体の新詠を投寄せらるゝ諸君相継ぎ、忽ちにして数百人の多きを見るに至れり。是れ予が無言の鄙見が、若干の拙作に抛りて江湖の同志に認識せられ、賛同と声援を与へらるゝもの。予の光栄実に意想の表に出づ。(前掲「狂歌の改良」)

以上、田能村の思想を概括するならば、「支那法制史」における、「価値があるのに顧みられない事」、「且つそれを専論すべき地位に位置づけられる者が、自らが負うべき責務を放置している事」、「それについて世に警鐘をならしつつ、自らも(役者不足を自認しつつも)実践する」というパターンが当てはまる。「支那法制史」研究との決定的な違いは、「支那法制史」研究が学会での評価の対象にはならなかったのに対して、「へなぶり」が読売新聞の読者を中心として、広くもてはやされ、「唱道」に対する賛同者達をも得られた点であろう。

#### 4.3.2 三面子「川柳十則」

次に岡田の主張を検討する。しかし唱道者をもって任じた田能村とは異なり、岡田は、川柳作家及び研究者として活動したのであって、田能村の存命時期に、田能村のように、滑稽文学は如何にあるべきか、川柳は如何にあるべきか、ということ論じた著述をほとんど見いだすことが出来ない。強いて挙げるのであれば、渡清の直前に『東京日日新聞』明治39(1906)年1月15日に投稿された「川柳十則」が挙げられよう。

「川柳十則」は、川柳作家に対する川柳を作る際の心得書きともいえるべきもので、以下の通りである。

- 第一則 写実を旨とすべき事
- 第二則 バレ句をせざる事
- 第三則 新しき事物に目を着くべき事
- 第四則 天地間の森羅万象何でも題になる事
- 第五則 句の上に題の意味聞こゆべき事
- 第六則 古人の名句を玩味すべき事
- 第七則 俳句俳諧を参考にすべき事
- 第八則 披講は後日に回すべき事
- 第九則 運座は当て気を慎むべき事
- 第十則 川柳を尊敬すべき事

一条ごとに岡田による洒脱な解説が続いている。「川柳人物史 岡田三面子」(『川柳春秋』29、1993)において、三面子としての岡田を詳論された尾藤三柳氏は、この十則を「平凡のようだが、などはとかく川柳家が陥りがちな心裡をしっかりと抑えている。」と評しているが<sup>(59)</sup>、この尾藤氏が説明の例として挙げた、第十則に関する岡田の解説には、田能村の「唱道」と重なる部分が多い。

俳句を云へば禅僧を思ひ、川柳をいへば下女を連想す。これ全く末世の駄句が成せる業なり。よき句は十七字式の短詩にして、先生も作るべし、婦人も試むべし。親の前に読み上げて、よろしく衆人に披露して差支なし。川柳を尊きものと思ひて身心のともがら一句にても二句にても投ずべし、此世の極楽往生は疑ある可らず

先に挙げた田能村の「女性と狂歌」の引用部分と、よく重なるといえよう。「川柳十則」が明治39(1906)年、「女性と川柳」はその翌年であるから、岡田のこの第十則に田能村が影響されたとみるべきであろう。

史料を挙げて検討してきたように、田能村と岡田は、川柳などの滑稽文学がいかなるものであるべきか、という極めて漠然とした背景を共有し、本のやりとりや、川柳などの会合でも交友があったことが分かる。滑稽文学においても、理論あって「へなぶり」を作り、目的を持つ



て進む「唱道者」田能村と、作者として文学の分野に入り、やがて作品自体を研究の対象としていく「実践者」岡田という、相対する二人の滑稽文学に対する姿勢は、「支那法制史」研究をめぐる二人の対照的な像と重なる点が多い。

## むすびにかえて

以上、田能村と岡田について、明治法律学校（明治大学）「支那法制史」研究、滑稽文学という三分野を通じて検討してきた。「支那法制史」研究でも滑稽文学でも、新たな価値観を提唱する唱道者であった田能村と、刑法研究でも川柳研究でも正道を歩んだ実践者岡田という、対極的な姿が浮かび上がってくる。

確かに田能村も実践に着手するものの、その実践は、「支那法制史」では専門家としての研究としては充分であったと評価することは出来ず、「唱道の為の手段としての実践」の域を脱していない。滑稽文学においても然りである。

ただ田能村は、そもそも自らを実践者とは位置づけていない。田能村にとっての実践は、あくまで「着手」、いわば旗振りであり、唱道実現の為の呼び水に過ぎないのである。そのことは前掲「滑稽文学の位置」からも推測できる。

故に有力の滑稽文学者出で、観美なる滑稽文学をさへ示さば、其の当然の地位を占むること決して難事に非ず、(中略)微々たる雑誌『滑稽文学』の発行、若し滑稽文学の進歩を資けて、有力の滑稽文学者と、其の完美なる滑稽文学を紹介し、以て滑稽文学の当然の位置を、我邦文学界中に占め得るに至らしめば、即ち至幸なり。」(前掲「滑稽文学の位置」)

つまり田能村が自分に設定していた役目は、理想を唱道すると共に、当該理想の実現の為に、「有力の滑稽文学者」が活躍できる場を提供することであったということができよう。田能村は、自ら、唱道者としての道を歩んだのである。

その田能村にとって岡田の存在は、明治法律学校（明治大学）の校友であり、趣味を同じくする朋友であり、そしてそれ以上に、「支那法制史」及び滑稽文学における自らの唱道を実現していった理想像と映ったのではないかと、と思われる。

## 注

- (1) 田能村の経歴については、佐藤巖『大分県人士録』(大分県人士録発行所、1914)及び、「田能村秋臯氏逝く」(『国家及国家学』3 2、1915)に詳しい。田能村の研究内容については、拙稿「田能村梅士の東洋法史研究」(『法史学研究』8、2003)及び「田能村梅士考 明治の一ジャーナリストの中国法制史論」(『法学政治学論究』61、2004)を、『世界最古の刑法』の内容については同「『世界最古の刑法』小考 田能村梅士の中国法制史論」(『法学研究』82-1、2009)を参照のこと。「滑稽文学者」としての田能村については、尾藤三柳監修『川柳総合大事典 第一巻人物編』(雄山閣、2007)を参照の

- こと。その他、田能村の作り出した「へなぶり」に関わる活動に関する論考については後掲註(48)を参照のこと。
- (2) 岡田朝太郎については井関九郎監修『大日本博士録 第一巻 法学博士及薬学博士之部』(発展社、1921)及び西濃聯合教育会編『西濃人物誌 修身資料 第一輯』(同、1910)の岡田朝太郎の項に詳しい。その他岡田朝太郎については、「岡田朝太郎について(付・著作目録)」(『法史学研究会会報』15、2010)にて西英昭氏が来歴に関する著作及び論考の詳細な目録を作成されている。
- (3) 平塚芳雄「恩師の思い出」(『濃尾人』262、1965)より引用。
- (4) 『新撰大人名辞典』(平凡社、1937)では「名は孝靖、梅士は通称」と記載する。しかし、『国家及国家学』の田能村の死亡記事など田能村に関する記載の多くが、梅士を本名としている。実際、明治法律学校及び明治大学の校友会名簿では「(田能村)梅士」となっているし、自身の著作ではこの「梅士」か、もしくは筆名であった秋臯、朴念仁、朴山人を用いており、「孝靖」を用いたものは現在のところ見いだせない。
- (5) この頃の明治法律学校の状況については明治大学百年史編集委員会『明治大学百年史 第3巻通史篇』(明治大学、1992)を、学生(特に地方出身者を中心とした検討)については、鈴木秀幸「地方・学生からみた明治法律学校 佐々木忠蔵を中心に」(『明治大学史紀要』12、2009)などを参照のこと。
- (6) 明治30(1897)年に行われた明治法律学校の様々な改革、及びそれに至る経緯については、前掲『明治大学百年史 第3巻 通史篇』を参照のこと。
- (7) 『日本農業雑誌』、『中学文芸』、『ムラサキ』など。それぞれで川柳及びへなぶりの読者投吟の選者を担当している。
- (8) 詳しい経緯については、宮坂宏「清末の法典編纂をめぐる」(『法制史研究』14別冊、1963)同「清末の近代法典編纂と日本人学者」(『専修大学社会科学研究所月報』46・47、1967)、同「清国の法典化と日本法律家 清末の刑法典編纂の問題について」(『仁井田博士追悼論文集 第3巻 日本法とアジア』(勁草書房、1970))、島田正郎『清末における近代的法典の編纂』(創文社、1980)などを参照のこと。
- (9) 「三面子」の業績については、尾藤三柳「川柳人物史 岡田三面子」(『川柳春秋』29、1993)に詳しい。
- (10) 岸本辰雄「世界最古ノ刑法序」(前掲『世界最古の刑法』及び『明治法学』67(1904))より引用。
- (11) 鶴澤總明「『世界最古の刑法』を評す」(『明治法学』68・70、1904)。なお、鶴澤總明については、石川正俊『鶴澤總明 その生涯とたたかい』(技報堂1956)、島田正郎「鶴澤總明の人と業績」(『法学セミナー』164、1969)などを参照のこと。
- (12) 吉田義静(1854~?)については前掲註(1)の拙稿においても触れたが、熊本出身のフランス語講師であり、明治30(1897)年より岡田がフランス語を学んだ東京外国語学校講師であった。明治法律学校に仏語学教員として加わるのは明治32(1899)年9月のことであり(「明治法律学校職員調(明治三二年一〇月一日調)」)、その後明治36(1903)年には高等予科の仏語担任講師も兼任している。明治37(1904)年末頃に田能村の『世界最古の刑法』の仏訳を完成させた後、田能村と同時期に明治大学経緯学堂職員となるなど(『明治学報』82、1905)、田能村や鶴澤同様校内の活動に関わっている。その後、明治38(1905)年10月に清国四川省高等学堂教習及び同省学生の顧問として招聘された(『明治学報』94、1905)。個人的な経歴の詳細については東京外国語大学史編纂委員会編『東京外国語大学史』(東京外国語大学、1999)および日本現今人名辞典発行所編刊『日本現今人名辞典』(日本現今人名辞典発行所、1900)の「吉田義静」の項を参照のこと。
- (13) 「明治法律学校記事」の「講師増聘」に、「法学士岡田朝太郎……の三氏は本学年より同校講師となる。」とあり、刑法の担当講師として「法律学士 亀山貞義」と「法学士 岡田朝太郎」の二人の名前が挙がっている(『明法誌叢』33、1894)。また、「教員姓名資格書(明治二十八年一二月現在調)」にも、その末尾に任用年月が「明治廿七年九月 法学士 岡田朝太郎」とある(前掲『明治大学百年史 第3巻通史編』による)。
- (14) 前掲佐藤『大分県人士録』は、「卒業後其助手として、(岸本辰雄)博士の著を助述け」たとして、卒業

後岸本辰雄の秘書をしていたかのように記載するが、他に同内容の資料は見当たらず、かつ『大分県人士録』の田能村の記載には田能村を『日本』の編集長と記述するなど、誤りも散見されることから判断が難しい。ただし、岸本が『世界最古の刑法』の序で「予八著者ノ平生ヲ識ルコト最モ熟セル」と記述している事から、岸本と何らかの個人的な交誼はあったものと推測される。

一方で『国家及国家学』の田能村の死亡記事には、卒業後東京朝日新聞社に入社したとあり、他の記事にも東京朝日新聞社に在籍していた記述をみだすことが出来るから、卒業直後かどうかは不明であるが卒業後一時、東京朝日新聞社に入社したのは確かのようなのである。ただ、『校友会名簿』にはそうした記述はない。『校友会名簿』の田能村の項をみていくと、卒業直後の明治22(1889)年及び23年は住居が「神田区中猿楽町22番地」になっているが、明治26年版・27年版は「大分県日田市」在住となっている。明治28(1895)年は元の神田区猿楽町22番地に一時戻り、肩書きは「東海新報主筆」となっているが、同29年版では住居は空欄になっている(職業は「東海新報主筆」のまま)。明治29(1896)年に祖父如仙が死去した事と併せて考えると、卒業後いったん東京朝日新聞に就職するも、祖父の関係で一時大分に帰郷、その後東京に復帰したと推測される。明治大学や読売新聞の関係で東北方面や四国方面などあちこちに赴いている田能村だが、大分には実に明治42(1909)年になるまで帰っていない(本人は「17年ぶりの帰省」と回想している(「春の旅」第11回 田園の色彩(別府より))、『日本』1909年4月29日)が、前掲の『校友会名簿』の記述とは一致しない。

なお住居については、同じく『校友会名簿』に因れば明治31(1898)年には「在校舎」、明治32(1899)年には、「公文綴」の「俸給給料賞与手当額取調表(明治32年5月)」によれば「明治法律学校寄宿舎」を住居としていた。明治33(1900)年以降は、『校友会名簿』上での住所は「本郷区湯島天神町1-100」となり、『滑稽文学』などの奥付も同じであることや、読売新聞の記事などからも死去する大正4年まで、この住所に実際に居住していたようである。

- (15) 前掲「田能村秋臯氏逝く」による。『明治法学』の実際の発刊は明治32(1899)年になってからである。  
 (16) 『明治法学』39(1902)に「法星大垣に聚らんとす」と題した記事に本講話会開催の経緯が説明されている。

今月十九、二十、二十一日の三日間、岐阜県大垣町に於て、法律経済の講話会あり、東京より岡田、松波、中村三博士、志田学士、京都より織田、井上、高根、田島の四博士出席せられ川名学士も多分出席さるへし、而して右は同地出身の岡田博士が、本年其先大人の十三回忌辰に当り、且博士が郷を出てより二十年に及へるを以て、其紀年を兼ね、同地に其友人たる前記諸氏を伴ひ帰省さるゝ素志なりしを、同地の有志者之を聞きて、寧ろ盛んに講話会を開きたしとの申込あり遂に其事に決せしなりと云ふ

同講話会については、本記事及び「明治法学予告」(『明治法学』40、1902)に予告記事が掲載され、田能村の「岐阜の校友小集」(『明治法学』41、1902)と題した簡易な報告記事が掲載された後、『明治法学』41、42、43に分けて田能村による「美濃の博士講話会」と題した詳報が連載された。

- (17) 『明治法学』41、43、44(すべて1902)に掲載。  
 (18) 校友及び校友総会については、前掲『明治大学百年史 第3巻 通史編』の「第5章 校友会の活動」に詳しい。  
 (19) 『明治法学』26に開催予告記事が、『明治法学』27に詳細が載る。  
 (20) 『明治法学』47に開催予告記事が、『明治法学』48に詳細が載る。  
 (21) 校友総会の性格等詳細については、前掲『明治大学百年史 第3巻 通史編』を参照のこと。  
 (22) 例えば明治33(1900)年9月9日の「新学年懇親会」(『明治法学』12、1900)など。  
 (23) 前掲『西濃人物誌』より引用。  
 (24) のちに岡田の『刑法講義(全)』(明治法律学校出版部講話会、1903)にもこの表紙の正義の女神の絵が用いられている。  
 (25) 付2「田能村梅士著書目録」参照のこと。  
 (26) 秋臯生「田能村竹田」(『日本』1912年10月30日)に竹田全集の企画をしているという一文があり、かつ、読売新聞時代の同僚である読売新聞記者大島實水による田能村の死亡記事「逝ける朴山人」(『読売新聞』1915年1月20日)にも「曾祖竹田翁の為に、竹田全集刊行の企てあり、目下着々進行中」であっ

- たが田能村の病の為に中断したとある。
- (27) 「田能村氏葬儀」(『読売新聞』1915年1月20日)に、田能村の葬儀に参列した人々の名前が見える。
- (28) 鶴澤總明「『世界最古の刑法』序」(前掲『世界最古の刑法』)より引用。
- (29) 牧野英一「岡田朝太郎先生の永逝」(『法学協会雑誌』54 12、1934)より引用。
- (30) 岩井尊文『不作為犯』(有斐閣書房、1902)、松尾一雄『過失論』(有斐閣書房、1903)、岩井尊文『民事詐欺と刑事詐欺』(有斐閣書房、1903)そして第4巻に当たるのが田能村梅士『世界最古の刑法』(有斐閣書房、1907)である。
- (31) 秋臯「支那法制の研究」(『明治法学』64、1903)より引用。
- (32) 例えば岸本は、田能村の研究姿勢に付き「稿ヲ更ユルコト幾回ナルヲ知ラス其間厚俸ヲ懸ケテ著者ヲ招ク者アリシモ辞シテ応セス我明治大学ニ於ケル恒務ノ外若干有利ノ業亦盡ク之ヲ斥ケシコト予ノ總テ与カリ聞キシ事実ニ係ル而シテ窮乏自ラ甘ンシ衣食ヲ節シテ参考ノ図書ヲ購ヒ刻苦マス老措大ヲ以テ自ラ処リ将ニ一生ヲ此研究ニ委セントス」(前掲岸本「世界最古の刑法序」)と述べている
- (33) 「篤学漢籍及び詩文に長じ」(「田能村梅士氏逝く」(『国家及国家学』3-2、1915))、「漢学の造詣も深く、且つ漢詩にも長じて(中略)氏は少時から頗る読書を好んで十一歳の頃既に外交や論語の輪講までされと云ふ」(前掲大島「逝ける朴山人」)など、田能村が漢籍の知識が豊富で漢詩の素養があったことを伺わせる記述は多い。
- (34) 前掲拙稿論文参照のこと。
- (35) 秋臯「支那法制の研究」(『明治法学』64、1903)より引用。以下、田能村の著作については付1「田能村梅士論稿目録」を参照のこと。
- (36) なお、『世界最古の刑法』の序は、『世界最古の刑法』自体に掲載されたほか、岸本、岡田による序は『明治法学』67(1904)に再掲載されている。岡田の序に限っては、『世界最古の刑法』はカナ、『明治法学』はひらがな表記となっているが、全く同内容である。ここでは後者を資料として挙げる。
- (37) 田能村秋臯「東洋法制史の研究」(『明治学報』111、1908)より引用。
- (38) 例えば前掲「支那法制の研究」では、「支那法制史に至りては、我邦学者の為に最も研究し易き問題にして、又最も世界の学術に貢献し易き事項」であるにもかかわらず、日本の法学者には「支那法制史」の知識が殆ど無く「食わず嫌い」である、と述べている。
- (39) 後年、田能村は岡田の序に反論するかのような所述をしている。「固より今日までの我邦法学界は現代最新の文明的法制を研究するに忙がしくて比較的不急なる東洋古代の法制を研究するの余裕を存せざりしことは我済亦之を知る然れども嬰兒も三年経れば三歳なり、何時までも呉下の旧阿蒙を以て居る可からず今日に迫ひては最早一面に過去を顧みるの余裕を生せざる可からず是に於て乎我侪益々支那法制史の研究を我法学界に勧告す」(前掲田能村「東洋法制史の研究」)
- (40) 田能村生「未見の知己」(『明治学報』78、1904)より引用。
- (41) 前掲牧野「岡田朝太郎先生の永逝」より引用。
- (42) 内容は岡田朝太郎「世界最古の法典」(『明治法学』47、1902)に掲載。
- (43) 『比較刑法』(明治大学出版部、出版年不明)、『日本立法資料全集』別巻315・316(信山社、2004)に収録。
- (44) 吉田義静に仏訳を依頼したことは、『明治法学』69(1904)に「東京外国語学校の仏語主任教師吉田義静氏に囑託」とあることで分かる。これに加えて、読売新聞記者であり「在仏国巴里」していた「玉来累川氏」より、読売新聞記者足立北鷗宛に送られた書簡に「田能村君の『世界最古の刑法』の仏訳八出版すると申居候宜しく御伝言被下度候(中略)十二月十五日」と書かれていたとあるから(『編輯日記』『読売新聞』1905年1月30日)、吉田の翻訳ののち、明治37(1905)年12月から翌年1月の間に出版されたのではないかと考えられる。
- (45) 前掲『西濃人物誌』より引用。
- (46) 前掲『大分県人士録』より引用。
- (47) 同年3月3日から朴念仁名義での川柳の投稿、同21日には1面の漢詩壇に作品を掲載している。当初は「ハガキ集」という項目であったが、その盛況から、川柳欄が独立に作られるようになった。
- (48) 「へなぶり」の名称や形式の由来は、当初は明治川柳の中興の祖の一人とされ田能村とも親交のあった

阪井久良岐が始めたと言われていたが(山本健吉「詩人の変貌 つづき」(『漱石 啄木 露伴』(文藝春秋、1972))、現在では天野仁氏の論考「啄木と渡邊虹衣」(『あしあと』37、1973)を切欠に、「久良伎先生の狂歌体に倣った一風を後に別に樹ててそれに名付けたもので、……(久良伎)先生はその体をつくった、つまりこれのキッカケをつくっただけの、その名は後に生まれたとするのが正しいようである。」(前田雀郎「久良伎先生伝補遺」(『川柳探求』(有光書房、1957)と解釈されている。「へなぶり」の起源解釈や明治文壇での位置づけの詳細については、磯部敦「へなぶりと滑稽文学」(『江戸文学』39、2008)にて「へなぶり」自体の分析がなされ、木股知史「瘋癲院の裏 へなぶり短歌の意味」(同著『石川啄木・1909年(増補新訂版)』(沖積舎、2011)及び加藤典洋「へなぶりと低徊趣味」(同著『増補 日本という身体』(河出文庫、2009)で石川啄木との関係を通じて詳しく述べられている。

もっとも田能村本人は、「予が読売新聞社に於て執務中、(中略)予が狂歌をものせん、とて不図作り、その作品を「紙上に掲げんには何等かの名称を附せざるを得ず。是に於て、又咄嗟の間に之を考え、儘よ、へなぶりとでもして置かん、と出鱈目の筆を走らせしもの」であって、「へなぶりの意義は、他も知らず、我も知らず、是とうべき意義も無ければまして語源などあらむやう無し。」(「へなぶり小論」『へなぶり第二輯』(読売新聞日就社、1906)と、起源や由来を否定している。

- (49) 例えば「朴念仁子昨日の休日越しに出社され、一昨夕中の川柳及へなぶりの投稿、山の如くなるに吃驚し、唯だ、茫然として呆れ居られ申候。」(「編輯日記」(『読売新聞』明治38年3月28日))など。
- (50) 実際の書籍のタイトルには「第一輯」の文字は入っていないが、第二輯との区別の便宜上、以下『へなぶり(第一輯)』と記載する。
- (51) 実際に朴念仁を朴山人と改名したのは明治39(1906)年7月で、読売新聞同月7日付が初出である。田能村は朴山人名義で書いた「滑稽文学者の号」(『滑稽文学』15、1907)に改名の理由を「『戯れた号』は善いが、『悪く巫悪戯た号』はいけないと云ふのである。予が朴念仁と云ふ号を、今の朴山人と改めたのは、この点に気づいたからで、(中略)朴念仁は予が狂詩の号で、狂詩では、支那人名た号を用ゆる方が、相応しいから、支那人めいてみて、而も可笑しい、朴念仁の字を撰んだ(中略)が川柳やへなぶり等、純然たる日本式のものに、朴念仁と署するのは、如何にも悪巫山戯と聞ゆるから止めた」と説明している。
- (52) 読売新聞での田能村及び、その名実共に後継者となった窪田而笑子の活動については尾藤一泉「朴山人、而笑子と読売川柳会」(『川柳学』21、2006)を参照のこと。
- (53) 「小生儀孱弱多病の身を以て新聞社に勤務仕候他明治大学の雑誌『明治学報』の編輯に従事しつゝ更に独力を以て滑稽文学発行仕居候処医学士赤羽武次郎氏及び医師檜垣恭興氏より懇々其の非を説かれ、業務過多心身過勞の衛生上甚だ有害なる故を以て出来得る限り業務を減少すべき旨を勸告せられ夙に小生に対してのみならず特に來車せられて荆妻にも愚弟にも百万勸告せられ候間重々遺憾ながら本誌の発行を他の適任者に委嘱することに決心致し先づ窪田而笑君に謀候処幸に同君の快諾を得候間小生は後継者其人を得たるを喜び茲に次号より其の事を決行仕候次第に御座候」(田能村梅士「社告」(『滑稽文学』14、1907))。ただ読売新聞日就社退社後に発刊された『読売川柳百家撰』(読売新聞日就社、1907)には序を寄せている。
- (54) 前掲磯部「へなぶりと滑稽文学」にて磯部氏が指摘するように、へなぶりは結局のところ、現行の文学史においては「旗幟を翻すどころか立ってすらいない」という位置づけにあるようである。
- (55) 詳細は前掲尾藤「川柳人物史 岡田三面子」を参照のこと。
- (56) 岡田の遺稿となった『日本史伝川柳狂句』の「はしがき」にも同内容の叙述を見いだすことが出来る。「若し夫れ川柳と狂句との区別に至りては、斯道大家の間に於ても、とてもやかましき議論のある所なるが、同じ十七字型の民詩の中で、高尚な詩趣に富むを川柳とし、縁語、駄洒落、いやなクスグリを狂句とせんか、此編者にては、夫れを混交しあることを表示する為わざわざ川柳狂句とは名づけたり。佳句所謂川柳を欲する読者は自ら之を選出せらるべし。」
- (57) 朴念仁「狂歌の改良」(前掲『へなぶり(第一輯)』)より引用。
- (58) 朴山人「滑稽文学の位置」(『滑稽文学』11、1907)より引用。
- (59) 前掲尾藤「川柳人物史 岡田三面子」より引用。

付1【田能村梅士論稿目録】

註 『読売新聞』及びその関連雑誌、『日本』、田能村が発刊した雑誌にて、投稿川柳及びへなぶりについて選者として評を附しているが省略し、著作のみを列挙した。

著者名	論題	掲載誌名	号数	刊年
田能邨梅士	「既婚婦の能力」	『明法雑誌』	61	1888
田能邨梅士	「道義感情主義」	『明法雑誌』	70	1888
田能邨梅士	「田能村竹田」	『太陽』	5-14	1899
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(一)」	『明治法学』	1	1899
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(二)」	『明治法学』	2	1899
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(三)」	『明治法学』	3	1899
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(四)」	『明治法学』	4	1899
田能邨梅士	「賀高松君為落語家書」	『明治法学』	4	1899
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(五)」	『明治法学』	5	1900
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(六)」	『明治法学』	6	1900
田能邨梅士	「最旧の交友会支部」	『明治法学』	6	1900
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(七)」	『明治法学』	7	1900
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(八)」	『明治法学』	10	1900
田能邨梅士	「戸水博士の『徳積八東君トロバート、フェルマー』」	『明治法学』	10	1900
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(九)」	『明治法学』	11	1900
編者識	「謝告」	『明治法学』	11	1900
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(十)」	『明治法学』	12	1900
田能邨梅士(訳)	「羅馬法原論(十一)」	『明治法学』	13	1900
秋香小史	「読年頭年尾詩集」	『明治法学』	16	1901
田能邨生	「三面子『正義の神』附記」	『明治法学』	28	1902
田能邨秋草	「緒余偶鈔(三)送浅野君赴美国」	『明治法学』	30	1902
田能邨梅士	「四、新案巷議(号外・刑法改正案論評)」	『明治法学』	30(号外)	1902
秋草生(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	31	1902
秋草	「不具新聞紙」	『明治法学』	32	1902
田能邨梅士	「試験制度改正論」	『明治法学』	33	1902
田能邨梅士	「清国法律改定の急要」	『日本人』	60	1902
田能邨梅士	「清国法律改定の急要—雑誌日本人より転載—」	『明治法学』	35	1902
田能邨梅士	「山本君に謝す」	『明治法学』	35	1902
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	37	1902
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	38	1902
田能村梅士	「田能村竹田」	『太陽』	5-24	1902
秋草 田能邨梅士	緒余偶鈔「次韻醉熊田晋香見寄」	『明治法学』	39	1902
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	39	1902
田能邨梅士	「美濃の博士講話会(上)」	『明治法学』	41	1902
田能村生	「岐阜の校友小集」	『明治法学』	41	1902
秋草小史	緒余偶鈔「孟夏・夏初小宴」	『明治法学』	41	1902
田能邨梅士	「美濃の博士講話会(中)」	『明治法学』	43	1902
田能邨梅士	「美濃の博士講話会(三・完)」	『明治法学』	44	1902
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	47	1902
秋草小史	「浮影樓—七言絶句—」	『明治法学』	48	1902
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	49	1902
秋草	「法律家と文学」	『明治法学』	50	1902
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	51	1903
秋草 田能邨梅士	緒余偶鈔「癸卯新年」	『明治法学』	51	1903
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	52	1903
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	53	1903
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	54	1903
秋草小史	緒余偶鈔「春興」	『明治法学』	57	1903
田能邨秋草梅士	緒余偶鈔「湖心亭小飲分亭名為韻『得湖』再疊湖韻』醉後率賦更似二君」	『明治法学』	58	1903
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	58	1903
秋草	「更に同時代の法典あり」	『明治法学』	58	1903

著者名	論題	掲載誌名	号数	刊年
田能村生	「斬馬劔禪足下」	『明治法学』	61	1903
秋草小史(評)	緒余偶鈔	『明治法学』	61	1903
田能村梅士	「支那監獄の起源」	『法学協会雑誌』	21-10	1903
田能村梅士	「舜帝ノ刑法ニ於ケル刑ノ発達」	『明治法学』	62	1903
秋草	「飲酒」	『明治法学』	62	1903
秋草	「支那法制の研究」	『明治法学』	64	1903
田能村梅士	「催眠術の実験—医学、心理学及ひ法学諸大家の共同研究」	『明治法学』	67	1904
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年3月3日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年3月6日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年3月8日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年3月12日
朴念仁	ハガキ集:複眼氏のお叱りに答ふ	『読売新聞』		1904年3月21日
田能邨秋草	漢詩壇:送田中韓南從軍	『読売新聞』		1904年3月21日
田能邨秋草	漢詩壇:拿破烈翁法典百年記念会賦此書感	『読売新聞』		1904年3月22日
田能邨秋草	漢詩壇:擬雁門太守行	『読売新聞』		1904年3月27日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年3月28日
田能邨秋草	漢詩壇:書感次錦川韻	『読売新聞』		1904年3月29日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年3月29日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年3月30日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年4月2日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年4月4日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年4月6日
田能邨秋草	漢詩壇:清明日晚翠吟社湖亭小集席上	『読売新聞』		1904年4月8日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年4月8日
田能村秋草	緒余偶鈔「拿破烈翁法典百年記念会書感」	『明治法学』	69	1904
田能村秋草	緒余偶鈔「送田中韓南從軍」	『明治法学』	69	1904
田能村秋草	緒余偶鈔「書感」	『明治法学』	69	1904
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年4月12日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年4月27日
仁念朴	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年4月28日
仁念朴	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年4月30日
朴念仁	ハガキ集:川柳	『読売新聞』		1904年5月2日
秋草	「戦争と学生」	『明治法学』	70	1904
秋草	「清韓研究の団体を起こすべし」	『読売新聞』		1904年5月30日
朴念仁	朴とボクと朴と	『読売新聞』		1904年5月31日
秋草	「清韓研究」	『明治法学』	72	1904
田能邨秋草梅士	漢詩壇:次韻	『読売新聞』		1904年6月10日
秋草	崑山片玉注:漢詩	『読売新聞』		1904年7月9日
秋草	「軍人援護会の幣寶」	『読売新聞』		1904年8月7日
秋草	「夜」(十人十色4)	『読売新聞』		1904年8月24日
秋草	「涙」(十人十色10)	『読売新聞』		1904年8月30日
秋草生	「近時の二大著述」	『明治学報』	76	1904
秋草	「月」(十人十色15)	『読売新聞』		1904年9月7日
秋草	「燈」(十人十色21)	『読売新聞』		1904年9月14日
秋草	「雨」(十人十色28)	『読売新聞』		1904年9月21日
秋草	「蘇小の墓地」	『読売新聞』		1904年10月1日
秋草	「趣味と実用」(十人十色39)	『読売新聞』		1904年10月4日
秋草	「みのかさ君に謝す」	『読売新聞』		1904年10月10日
秋草	「慈善家」(十人十色46)	『読売新聞』		1904年10月12日
秋草	「新式の左母次郎」(十人十色56)	『読売新聞』		1904年10月23日
秋草	「大国民」(十人十色62)	『読売新聞』		1904年10月30日
秋草	「山水の感化」(十人十色68)	『読売新聞』		1904年11月6日
田能村生	「未見の知己」	『明治学報』		1904年11月8日
秋草	「小洞天」(十人十色86)	『読売新聞』		1904年11月26日
秋草	「寄席」(十人十色93)	『読売新聞』		1904年12月4日
秋草	「私学論」	『明治学報』	79	1904

著者名	論題	掲載誌名	号数	刊年
朴念仁	「詠史」	『明治学報』	79	1904
秋草	「雪」(十人十色113)	『読売新聞』		1904年12月25日
秋草	「梅花」	『読売新聞』		1905年1月2日
秋草	「新年」(八面観)	『読売新聞』		1905年1月3日
秋草小史	「蛇頭語」	『明治学報』	82	1905
秋草	「未亡人再婚論」(八面観)	『読売新聞』		1905年1月9日
秋草	「現今の青年」(八面観)	『読売新聞』		1905年1月22日～1月23日
秋草	「孟子を読む」(八面観)(上)(下)	『読売新聞』		1905年2月5日・6日
秋草	「戦時の文学」(八面観)	『読売新聞』		1905年2月14日
秋草	「住居」(八面観)	『読売新聞』		1905年2月19日
秋草	「儼(ま)になるなら」(八面観)	『読売新聞』		1905年2月26日
田能村秋草	「酒」(八面観)	『読売新聞』		1905年3月5日
朴念仁	「へなぶり」	『明治学報』	84	1905
田能村秋草	「可し可からず(支那法制史談の一)」	『明治学報』	84	1905
秋草	「娯楽」(八面観)	『読売新聞』		1905年3月15日
田能村秋草	「手紙」(八面観)	『読売新聞』		1905年3月26日
朴念仁	緒余偶鈔「狂句・こぶ柳『書留』『傘』『討論会』」	『明治学報』	86	1905
朴念仁(選)	緒余偶鈔「こぶ柳」	『明治学報』	87	1905
田能村秋草	「陵遲の刑一支那刑法の一大改革・巨盗林爪四の戮殺し(支那法制史談二)」	『明治学報』	88	1905
朴念仁	「狂歌の改良」	『へなぶり(第一輯)』		1905
朴念仁	「へなぶり抄」	『へなぶり(第一輯)』		1905
闇主人	緒余偶鈔「秋草吟閣小集」	『明治学報』	89	1905
秋草	「家族間の称呼」	『ムラサキ』	2	1905
田能村秋草	「支那に於ける重農学派の始祖」	『日本農業雑誌』	1	1905
田能村梅士	「支那重農学派の始祖—日本農業雑誌第一号より転載—」	『明治学報』	93	1905
秋草	「しなの記(一)」	『読売新聞』		1905年10月1日
秋草	「しなの記(二)」	『読売新聞』		1905年10月2日
秋草	「しなの記(三)」	『読売新聞』		1905年10月5日
朴念仁	「読売川柳同人会 其一 窪田而笑子君」	『読売新聞』		1905年10月8日
田能村秋草	「毛山信山」	『明治学報』	94	1905
秋草 田能村梅士	緒余偶鈔「奉送吉田先生被聘赴蜀」	『明治学報』	94	1905
朴念仁	「読売川柳同人会 其二 西村笑倒子君」	『読売新聞』		1905年10月12日
朴念仁	「読売川柳同人会 其三 出鱈目君」	『読売新聞』		1905年10月17日
朴念仁	「読売川柳同人会 其四 柳影子君」	『読売新聞』		1905年10月22日
朴念仁	「読売川柳同人会 其五 岩田伝兵衛君」	『読売新聞』		1905年10月30日
朴念仁	「天長節」	『明治学報』	95	1905
秋草	「初冬の山陽」	『読売新聞』		1905年12月5日～1906年1月
朴念仁	「川柳小論」	『新川柳抄』		1905
田能村秋草	「騒がしき寂寞」	『明治学報』	96	1905
朴念仁(選)	「名所吟百首の中」	『明治学報』	96	1905
朴念仁	「法曹の新年」	『明治学報』	98	1906
秋草生	「寄贈書目『東洋法制史序論(全一冊)』(書評)」	『明治学報』	98	1906
秋草	「稚氣」	『読売新聞』		1906年1月14日
田能村秋草	「得蒸」	『読売新聞』		1906年1月18日
朴念仁	「読売同好へなぶり会」	『読売新聞』		1906年1月21日
朴念仁	「杉田の梅見(三)」	『読売新聞』		1906年2月22日
田能村秋草	「一筆啓上」	『中学文芸』	1	1906
秋草	「卒業後の問題(専門学選定)」	『中学文芸』	2	1906
秋草	「無邪気な娯楽」	『ムラサキ』	6	1906
田能村秋草	「時文の通弊」	『中学文芸』	4	1906
田能村生	出版界『甕谷遺稿』	『読売新聞』		1906年6月23日
田能村秋草	「選評雑感」	『中学文芸』	5	1906
秋草	「学生と清韓」	『明治学報』	104	1906
朴山人	「へなぶり抄」	『へなぶり 第二輯』		1906
朴山人	「へなぶり小論」	『へなぶり 第二輯』		1906



著者名	論題	掲載誌名	号数	刊年
秋草生	「支那成文法の淵源」	『読売新聞』	1906年7月23日	
秋草生	「出羽奥州」(全22回)	『読売新聞』	1906年7月27日～8月22日	
田能村秋草	「詩材の撰択」	『中学雑誌』	2-1	1906
秋草生	「相馬中村(出羽奥州補遺)」(上)(下)	『読売新聞』	1906年8月25日・28日	
秋草	「武さんと遊ぶ記」	『ムラサキ』	2-9	1906
秋草生	「学生と専門学—方針を決する今月に在り—」	『明治学報』	106	1906
田能村秋草	「出版界『竹田と華山』」	『読売新聞』	1906年9月7日	
秋草生	「沢国の秋」(上)(下)	『読売新聞』	1906年9月12日・15日	
田能村秋草	「詩壇小観」	『明治学報』	108	1906
朴	「文界極秘珍談」	『明治学報』	108	1906
朴山人	「告條」	『滑稽文学』	1-1	1907
朴山人	「滑稽文学の位置」	『滑稽文学』	1-1	1907
田能村秋草	「一角の羊」	『明治学報』	110	1907
朴山人	「文芸界の水平線」	『滑稽文学』	1-2	1907
田能村秋草	「東洋法制史の研究」	『明治学報』	111	1907
秋草生	「東洋法制史の研究」	『読売新聞』	1907年2月6日	
朴山人	「滑稽文学と人格」	『滑稽文学』	1-3	1907
朴山人	「女性と狂歌」	『滑稽文学』	1-3	1907
秋草生	「独逸皇帝の変つた著書(新古小話、其一)」	『滑稽文学』	1-3	1907
秋草生	「文芸と人格」	『読売新聞』	1907年3月30日	
秋草生	「吟閣小語」	『読売新聞』	1907年3月29日～7月22日(不定期)	
朴山人	「時代と文芸」	『滑稽文学』	1-4	1907
秋草生	「孔子の尻(新古小話、其の二)」	『滑稽文学』	1-4	1907
朴山人 田能村梅士	「敬告」	『滑稽文学』	1-4	1907
朴山人 田能村梅士	「社告」	『滑稽文学』	1-4	1907
田能村秋草	「文芸と人格」	『明治学報』	113	1907
秋草吟閣主人	「吟閣小語」	『明治学報』	113	1907
朴山人	「滑稽文学者の号」	『滑稽文学』	1-5	1907
秋草	「伊香保記」(全9回)	『読売新聞』	1907年6月6日～6月17日	
秋草吟閣主人	「吟閣小語」	『明治学報』	115	1907
朴山人	(へなぶり)	『滑稽文学』	1-6	1907
秋草生	「伊香保記」	『明治学報』	116	1907
秋草吟閣主人	「吟閣小語」	『明治学報』	116	1907
朴山人	「修辞及び其省略」	『滑稽文学』	1-7	1907
朴山人	「へなぶりの進路」	『川柳とへなぶり』	1-8	1907
田能村梅士	「故木下先生」	『明治学報』	117	1907
朴山人	「読売調とは何ぞ」	『川柳とへなぶり』	1-9	1907
秋草生	「旅ごろも」	『明治学報』	118	1907
朴山人	「新聞編輯室」	『川柳とへなぶり』	1-10	1907
秋草生	「島の七日」(全8回)	『読売新聞』	1907年11月22日～12月10日	
秋草	「時報 西人の東洋研究」	『明治学報』	117	1907
田能村秋草	「新年文学」	『明治学報』	121	1908
朴山人	「新年文学」	『川柳とへなぶり』	2-1	1908
朴山人	「へなぶりを募る」	『日本』	1908年1月24日	
朴山人	「へなぶりとは何ぞ」	『日本』	1908年1月26日	
田能村秋草	「廿年前の紀元節—故光妙寺先生を憶ふ—」	『明治学報』	122	1908
秋草生	「雪の日比谷—当年の憲法発布式・逝ける光明寺三郎—」	『日本』	1908年2月11日	
朴山人	「川柳百家選序」	『明治学報』	124	1908
朴山人	「下火万歳」	『川柳とへなぶり』	2-4	1908
秋草	「石榴」	『日本』	1908年7月2日	
秋草	「日本人の誇大癖」	『日本』	1908年7月8日	
朴山人	「未知の作家」	『川柳とへなぶり』	2-7	1908
秋草	「時勢と学問」	『明治学報』	128	1908
田能村秋草	「水」	『明治学報』	129	1908
朴山人	「落語 十年目」	『明治学報』	130	1908

著者名	論題	掲載誌名	号数	刊年
秋草生	「旧都古都」	『明治学報』	132	1908
田能村秋草	「教育家と警察官との握手」	『明治評論』	12-1(135)	1909
田能村秋草	「芳菲山人逝く—西松次郎—」	『明治評論』	12-3(135)	1909
田能村秋草	「成功冒険談は禍なり」	『明治評論』	12-4(136)	1909
秋草	「春の旅」(全15回・連載16回)	『日本』	1909年4月18日～5月5日	
田能村秋草	「新聞社は如何なる人を歓迎するか」	『明治評論』	12-5(137)	1909
田能村秋草	「旧山水」	『明治評論』	12-6(138)	1909
田能村朴山人	「へなぶりの勝利」	『滑稽文学』	4-1	1909
田能村秋草	「三宅博士の新聞論」	『明治評論』	12-9(141)	1909
朴山人	「囚はれたる古句研究者」	『滑稽文学』	4-4	1909
秋草	「病院」	『日本』	1910年1月14日	
田能村朴山人	「へなぶり第七年」	『滑稽文学』	6-1	1911
田能村梅士	「専門法律学者の弊」	『刑事法評林』	3-6	1911
田能村秋草	「湖上小歎(漢詩)」	『明治学報』	20	1911
秋草生	「田能村竹田」	『日本』	1912年10月30日	
校友 秋草生	「未焚稿」	『明治学報』	29	1912
田能村秋草	「法律に関する漢字の解剖」	『国家及国家学』	1-2	1913
田能村秋草	「法律に関する漢字の解剖(続)」	『国家及国家学』	1-3	1913
秋草生	「秩父の谿谷」(上)(下)	『日本』	1913年7月13日・15日	
秋草生	「独眼流の故国」(全12回)	『日本』	1913年9月30日～10月23日	
秋草生	「天狗棲む山」(全6回)	『日本』	1913年11月14日～11月27日	
秋草生	「梅の下にて」	『日本』	1914年3月3日	
朴山人	「へなぶりの趨嚮—『疣蛙』第四巻の首に—」	『日本』	1914年5月28日	
朴山人	「日本へなぶり会」	『日本』	1914年6月9日	

付2【田能村梅士著書目録】

著書			
著者名	書名	出版社	刊年
田能村梅士	『明治法律学校二十年史』	講法会	1901
田能村梅士	『明治大学史』註1	明治大学	1904
田能村梅士	『世界最古ノ刑法』	有斐閣	1904
朴念仁	『へなぶり』	読売新聞日就社	1905
朴念仁	『新川柳抄』	読売新聞日就社	1905
朴山人	『へなぶり 第2輯』	読売新聞日就社	1906
田能村秋草	『車声帆影』	読売新聞日就社	1906
朴山人 校訂・七十三翁希岳(足立希岳) 著	『へなぶり百人一首』	岩陽堂書店	1912
田能村梅士	『竹田印譜』註2		1907

註1:本書は『明治法律学校二十年史』を改訂改版したものである。

註2:『竹田印譜』と称される書物は、過去何冊か発行されているが、田能村が発刊したのは二冊である。

雑誌			
発行	雑誌名	発行年	号数
滑稽文学社	『川柳とへなぶり』	1906	1巻・2巻
滑稽文学社	『滑稽文学』	1907	1巻1号-7号
滑稽文学社	『川柳とへなぶり』	1907～1909	1巻8号-3巻6号
滑稽文学社	『滑稽文学』	1909～1911	4巻1号-6巻6号